

Ⅱ 学校環境衛生基準

1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

| 検査項目 | | 基準 |
|-----------------|---|---|
| 換気及び保温等 | (1) 換気 | 換気の基準として、二酸化炭素は、1500ppm 以下であることが望ましい。 |
| | (2) 温度 | 17℃以上、28℃以下であることが望ましい。 |
| | (3) 相対湿度 | 30%以上、80%以下であることが望ましい。 |
| | (4) 浮遊粉じん | 0.10mg / m ³ 以下であること。 |
| | (5) 気流 | 0.5m / 秒以下であることが望ましい。 |
| | (6) 一酸化炭素 | 10ppm 以下であること。 |
| | (7) 二酸化窒素 | 0.06ppm 以下であることが望ましい。 |
| | (8) 揮発性有機化合物 | |
| | ア. ホルムアルデヒド | 100μg / m ³ 以下であること。 |
| | イ. トルエン | 260μg / m ³ 以下であること。 |
| ウ. キシレン | 870μg / m ³ 以下であること。 | |
| エ. パラジクロロベンゼン | 240μg / m ³ 以下であること。 | |
| オ. エチルベンゼン | 3800μg / m ³ 以下であること。 | |
| カ. スチレン | 220μg / m ³ 以下であること。 | |
| (9) ダニ又はダニアレルゲン | 100 匹 / m ³ 以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。 | |
| 採光及び照明 | (10) 照度 | (ア) 教室及びそれに準ずる場所の照度の下限値は、300lx (ルクス) とする。また、教室及び黒板の照度は、500lx 以上であることが望ましい。 (イ) 教室及び黒板のそれぞれの最大照度と最小照度の比は、20 : 1 を超えないこと。また、10 : 1 を超えないことが望ましい。 (ウ) コンピュータを使用する教室等の机上の照度は、500 ~ 1000lx 程度が望ましい。 (エ) テレビやコンピュータ等の画面の垂直面照度は、100 ~ 500lx 程度が望ましい。 (オ) その他の場所における照度は、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）Z9110 に規定する学校施設の人工照明の照度基準に適合すること。 |
| | (11) まぶしさ | (ア) 児童生徒等から見て、黒板の外側 15° 以内の範囲に輝きの強い光源（昼光の場合は窓）がないこと。 (イ) 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと。 (ウ) 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビ及びコンピュータ等の画面に映じていないこと。 |
| 騒音 | (12) 騒音レベル | 教室内の等価騒音レベルは、窓を閉じているときは LAeq50dB (デシベル) 以下、窓を開けているときは LAeq55dB 以下であることが望ましい。 |

2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

| 検査項目 | | 基準 |
|------------|---|--|
| 水 質 | (1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質 | |
| | ア. 一般細菌 | 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の下欄に掲げる基準による。 |
| | イ. 大腸菌 | |
| | ウ. 塩化物イオン | |
| | エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | |
| | オ. pH 値 | |
| | カ. 味 | |
| | キ. 臭気 | |
| | ク. 色度 | |
| | ケ. 濁度 | |
| | コ. 遊離残留塩素 | 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。 |
| | (2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質 | |
| | ア. 専用水道（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第6項に規定する「専用水道」をいう。以下同じ。）が実施すべき水質検査の項目 | 水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。 |
| | イ. 遊離残留塩素 | 水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。 |
| | (3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質 | |
| | ア. 一般細菌 | 水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。 |
| | イ. 大腸菌 | |
| | ウ. 塩化物イオン | |
| | エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | |
| | オ. pH 値 | |
| カ. 味 | | |
| キ. 臭気 | | |
| ク. 色度 | | |
| ケ. 濁度 | | |
| (4) 雑用水の水質 | | |
| ア. pH値 | 5.8以上8.6以下であること。 | |
| イ. 臭気 | 異常でないこと。 | |
| ウ. 外観 | ほとんど無色透明であること。 | |
| エ. 大腸菌 | 検出されないこと。 | |
| オ. 遊離残留塩素 | 0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上であること。 | |

| 検査項目 | | 基準 |
|-------|------------------|--|
| 施設・設備 | (5) 飲料水に関する施設・設備 | |
| | ア. 給水源の種類 | 上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。 |
| | イ. 維持管理状況等 | (ア) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。 (イ) 給水栓は吐水口空間が確保されていること。 (ロ) 井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。 (ハ) 故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (ニ) 塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。 |
| | ウ. 貯水槽の清潔状態 | 貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。 |
| | (6) 雑用水に関する施設・設備 | (ア) 水管には、雨水等雑用水であることを表示していること。 (イ) 水栓を設ける場合は、誤飲防止の構造が維持され、飲用不可である旨表示していること。 (ロ) 飲料水による補給を行う場合は、逆流防止の構造が維持されていること。 (ハ) 貯水槽は、破損等により外部からの汚染を受けないこと、その内部は清潔であること。 (ニ) 水管は、漏水等の異常が認められないこと。 |

3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準

| 検査項目 | | 基準 |
|-----------|---------------|--|
| 学校の清潔 | (1) 大掃除の実施 | 大掃除は、定期的に行われていること。 |
| | (2) 雨水の排水溝等 | 屋上等の雨水排水溝に、泥や砂等が堆積していないこと。また、雨水配水管の末端は、砂や泥等により管径が縮小していないこと。 |
| | (3) 排水の施設・設備 | 汚水槽、雑排水槽等の施設・設備は、故障等がなく適切に機能していること。 |
| ネズミ、衛生害虫等 | (4) ネズミ、衛生害虫等 | 校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が認められないこと。 |
| 教室等の備品の管理 | (5) 黒板面の色彩 | (ア) 無彩色の黒板面の色彩は、明度が3を超えないこと。 (イ) 有彩色の黒板面の色彩は、明度及び彩度が4を超えないこと。 |

4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

| 検査項目 | | 基準 |
|--|-------------------------|--|
| 水質 | (1) 遊離残留塩素 | 0.4mg/L以上であること。また、1.0mg/L以下であることが望ましい。 |
| | (2) pH値 | pH値 5.8以上8.6以下であること。 |
| | (3) 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| | (4) 一般細菌 | 1mL中200コロニー以下であること。 |
| | (5) 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） | 12mg/L以下であること。 |
| | (6) 濁度 | 2度以下であること。 |
| | (7) 総トリハロメタン | 0.2mg/L以下であることが望ましい。 |
| | (8) 循環ろ過装置の処理水 | 循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であること。また、0.1度以下であることが望ましい。 |
| 施設設備の衛生状態 | (9) プール本体の衛生状況等 | (ア) プール水は、定期的に全換水するとともに、清掃が行われていること。 (イ) 水位調整槽又は還水槽を設ける場合は、点検及び清掃を定期的に行うこと。 |
| | (10) 浄化設備及びその管理状況 | (ア) 循環浄化式の場合は、ろ材の種類、ろ過装置の容量及びその運転時間が、プール容積及び利用者数に比して十分であり、その管理が確実にされていること。 (イ) オゾン処理設備又は紫外線処理設備を設ける場合は、その管理が確実にされていること。 |
| | (11) 消毒設備及びその管理状況 | (ア) 塩素剤の種類は、次亜塩素酸ナトリウム液、次亜塩素酸カルシウム又は塩素化イソシアヌル酸のいずれかであること。 (イ) 塩素剤の注入が連続注入式である場合は、その管理が確実にされていること。 |
| | (12) 屋内プール | |
| | ア. 空気中の二酸化炭素 | 1500ppm以下が望ましい。 |
| | イ. 空気中の塩素ガス | 0.5ppm以下が望ましい。 |
| | ウ. 水平面照度 | 200lx以上が望ましい。 |
| 備考 一 検査項目(9)については、浄化設備がない場合には、汚染を防止するため、1週間に1回以上換水し、換水時に清掃が行われていること。この場合、腰洗い槽を設置することが望ましい。 また、プール水等を排水する際には、事前に残留塩素を低濃度にし、その確認を行う等、適切な処理が行われていること。 | | |

5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

| 検査項目 | | 基準 |
|------------------|----------------|--|
| 教室等の環境 | (1) 換気 | (ア) 外部から教室に入ったとき、不快な刺激や臭気がないこと。 (イ) 換気が適切に行われていること。 |
| | (2) 温度 | 17℃以上、28℃以下であることが望ましい。 |
| | (3) 明るさとまぶしさ | (ア) 黒板面や机上等の文字、図形等がよく見える明るさがあること。 (イ) 黒板面、机上面及びその周辺に見え方を邪魔するまぶしさがなくないこと。 (ウ) 黒板面に光るような箇所がないこと。 |
| | (4) 騒音 | 学習指導のための教師の声等が聞き取りにくいことがないこと。 |
| 飲料水等の水質及び施設・設備 | (5) 飲料水の水質 | (ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/L以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気、味等に異常がないこと。 (ウ) 冷水器等飲料水を貯留する給水器具から供給されている水についても、給水栓水と同様に管理されていること。 |
| | (6) 雑用水の水質 | (ア) 給水栓水については、遊離残留塩素が0.1mg/L以上保持されていること。ただし、水源が病原生物によって著しく汚染されるおそれのある場合には、遊離残留塩素が0.2mg/L以上保持されていること。 (イ) 給水栓水については、外観、臭気に異常がないこと。 |
| | (7) 飲料水等の施設・設備 | (ア) 水飲み、洗口、手洗い場及び足洗い場並びにその周辺は、排水の状況がよく、清潔であり、その設備は破損や故障がないこと。 (イ) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備並びにその周辺は、清潔であること。 |
| 学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等 | (8) 学校の清潔 | (ア) 教室、廊下等の施設及び机、いす、黒板等教室の備品等は、清潔であり、破損がないこと。 (イ) 運動場、砂場等は、清潔であり、ごみや動物の排泄物等がないこと。 (ウ) 便所の施設・設備は、清潔であり、破損や故障がないこと。 (エ) 排水溝及びその周辺は、泥や砂が堆積しておらず、悪臭がないこと。 (オ) 飼育動物の施設・設備は、清潔であり、破損がないこと。 (カ) ごみ集積場及びごみ容器等並びにその周辺は、清潔であること。 |
| | (9) ネズミ、衛生害虫等 | 校舎、校地内にネズミ、衛生害虫等の生息が見られないこと。 |
| 水泳プールの管理 | (10) プール水等 | (ア) 水中に危険物や異常なものがないこと。 (イ) 遊離残留塩素は、プールの使用前及び使用中1時間ごとに1回以上測定し、その濃度は、どの部分でも0.4mg/L以上保持されていること。また、遊離残留塩素は1.0mg/L以下が望ましい。 (ウ) pH値は、プールの使用前に1回測定し、pH値が基準値程度に保たれていることを確認すること。 (エ) 透明度に常に留意し、プール水は、水中で3m離れた位置からプールの壁面が明確に見える程度に保たれていること。 |
| | (11) 附属施設・設備等 | プールの附属施設・設備、浄化設備及び消毒設備等は、清潔であり、破損や故障がないこと。 |

6 雑則

| | |
|--------|---|
| 臨時検査 | 学校においては、次のような場合、必要があるときは、臨時に必要な検査を行うものとする。 |
| | (1) 感染症又は食中毒の発生のおそれがあり、また、発生したとき。 |
| | (2) 風水害等により環境が不潔になり又は汚染され、感染症の発生のおそれがあるとき。 |
| | (3) 新築、改築、改修等及び机、いす、コンピュータ等新たな学校用備品の搬入等により揮発性有機化合物の発生のおそれがあるとき。 |
| | (4) その他必要なとき。 |
| | 臨時に行う検査は、定期に行う検査に準じた方法で行うものとする。 |
| 検査の記録等 | 定期及び臨時に行う検査の結果に関する記録は、検査の日から5年間保存するものとする。また、毎授業日に行う点検の結果は記録するよう努めるとともに、その記録を点検日から3年間保存するよう努めるものとする。 |
| | 検査に必要な施設・設備等の図面等の書類は、必要に応じて閲覧できるように保存するものとする。 |

(1) 水道水を水源とする飲料水（専用水道を除く。）の水質

| 検査項目 | 基準 |
|----------------------|---|
| ア. 一般細菌 | 1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。 |
| イ. 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| ウ. 塩化物イオン | 200mg/L以下であること。 |
| エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量） | 3mg/L以下であること。 |
| オ. pH値 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| カ. 味 | 異常でないこと。 |
| キ. 臭気 | 異常でないこと。 |
| ク. 色度 | 5度以下であること。 |
| ケ. 濁度 | 2度以下であること。 |
| コ. 遊離残留塩素 | 給水における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持するように塩素消毒すること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/L以上とする。 |

水道水を水源とする特定建築物の水質検査項目及び検査頻度

| グループ名 | 検査項目 | 検査頻度 |
|-------------------|---|---|
| 省略不可項目 (11項目) | 一般細菌 大腸菌 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 塩化物イオン 有機物（全有機炭素（TOC）の量） pH値、味、臭気、色度、濁度 | 6月以内ごとに1回定期的を実施 ※を付けたグループの各項目については、水質検査の結果水質基準に適合していた場合には、その次の回の水質検査においては省略しても差し支えないこと |
| ※重金属 (4項目) | 鉛及びその化合物 亜鉛及びその化合物 鉄及びその化合物 銅及びその化合物 | |
| ※(1項目) | 蒸発残留物 | |
| 消毒副生成物等 (12項目) | シアン化物イオン及び塩化シアン 塩素酸 クロロ酢酸 クロロホルム ジクロロ酢酸 ジブロモクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン ブロモホルム ホルムアルデヒド | 毎年6月1日から9月30日までの間に1回、定期的実施 |
| | 遊離残留塩素 | 7日以内ごとに1回定期に実施 |

(2) 専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の水質

| 検査項目 | 基準 |
|---|-------------------------------|
| 1 一般細菌 | 1 mLの検水で形成される集落数が100以下であること。 |
| 2 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| 3 カドミウム及びその化合物 | カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。 |
| 4 水銀及びその化合物 | 水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。 |
| 5 セレン及びその化合物 | セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。 |
| 6 鉛及びその化合物 | 鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。 |
| 7 ヒ素及びその化合物 | ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。 |
| 8 六価クロム化合物 | 六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。 |
| 9 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/L以下であること。 |
| 10 シアン化物イオン及び塩化シアン | シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。 |
| 11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下であること。 |
| 12 フッ素及びその化合物 | フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。 |
| 13 ホウ素及びその化合物 | ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。 |
| 14 四塩化炭素 | 0.002mg/L以下であること。 |
| 15 1,4-ジオキサン | 0.05mg/L以下であること。 |
| 16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04mg/L以下であること。 |
| 17 ジクロロメタン | 0.02mg/L以下であること。 |
| 18 テトラクロロエチレン | 0.01mg/L以下であること。 |
| 19 トリクロロエチレン | 0.01mg/L以下であること。 |
| 20 ベンゼン | 0.01mg/L以下であること。 |
| 21 塩素酸 | 0.6mg/L以下であること。 |
| 22 クロロ酢酸 | 0.02mg/L以下であること。 |
| 23 クロロホルム | 0.06mg/L以下であること。 |
| 24 ジクロロ酢酸 | 0.03mg/L以下であること。 |
| 25 ジブromokロメタン | 0.1mg/L以下であること。 |
| 26 臭素酸 | 0.01mg/L以下であること。 |
| 27 総トリハロメタン (クロロホルム、ジブromokロメタン、ブromokロメタン及びブromokホルムのそれぞれの濃度の総和) | 0.1mg/L以下であること。 |
| 28 トリクロロ酢酸 | 0.03mg/L以下であること。 |
| 29 ブromokロメタン | 0.03mg/L以下であること。 |
| 30 ブromokホルム | 0.09mg/L以下であること。 |
| 31 ホルムアルデヒド | 0.08mg/L以下であること。 |
| 32 亜鉛及びその化合物 | 亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。 |
| 33 アルミニウム及びその化合物 | アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。 |
| 34 鉄及びその化合物 | 鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。 |
| 35 銅及びその化合物 | 銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。 |
| 36 ナトリウム及びその化合物 | ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。 |
| 37 マンガン及びその化合物 | マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。 |
| 38 塩化物イオン | 200mg/L以下であること。 |
| 39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) | 300mg/L以下であること。 |
| 40 蒸発残留物 | 500mg/L以下であること。 |

| 検査項目 | 基準 |
|--|--|
| 41 陰イオン界面活性剤 | 0.2mg/L以下であること。 |
| 42 (4S, 4aS, 8aR) - オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名; ジェオスミン) | 0.00001mg/L以下であること。 |
| 43 1,2,7,7-テトラメチルビシクロ [2,2,1]ヘプタン-2-オール (別名; 2-メチルイソボルネオール) | 0.00001mg/L以下であること。 |
| 44 非イオン界面活性剤 | 0.02mg/L以下であること。 |
| 45 フェノール類 | フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。 |
| 46 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) | 3mg/L以下であること。 |
| 47 pH値 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| 48 味 | 異常でないこと。 |
| 49 臭気 | 異常でないこと。 |
| 50 色度 | 5度以下であること。 |
| 51 濁度 | 2度以下であること。 |
| 遊離残留塩素 | 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持するように塩素消毒すること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg/L以上とする。 |

井戸水等の利用について

井戸水等を利用する場合は、地下水の汚染等を考慮して、点検や水質検査を行わなければならない。病原性微生物による汚染を防ぐため、塩素消毒装置を設けるとともに、日常的に塩素濃度を確認する。有機溶剤等による汚染への対策として、定期的に全項目の水質検査を行うとともに、保健所や公害担当部局から、地域の地下水汚染状況等の情報を入手するよう努める。井戸水の水質が悪化したり、十分な衛生管理が困難となった場合は、飲料水を水道水に切り替えることを検討する。

飲料水原水の基準超過の原因（例）

| No | 水質検査項目 | 基準超過の原因 |
|----|---|--------------------------------------|
| 1 | 一般細菌 | 微生物による汚染 |
| 2 | 大腸菌 | 糞便由来の病原微生物による汚染 |
| 3 | カドミウム及びその化合物 | 鉱山排水、工場排水等の混入 |
| 4 | 水銀及びその化合物 | 工場排水、農薬、下水等の混入 |
| 5 | セレン及びその化合物 | 鉱山排水、工場排水等の混入 |
| 6 | 鉛及びその化合物 | 主に鉛給水管からの溶出 |
| 7 | ヒ素及びその化合物 | 自然水中に存在又は排水の混入 |
| 8 | 六価クロム化合物 | 鉱山排水、工場排水等の混入 |
| 9 | 亜硝酸態窒素 | 動植物由来や窒素肥料、家庭排水等の混入 |
| 10 | シアン化物イオン及び塩化シアン | めっき工場、選鉱精錬所等からの排水の混入 |
| 11 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 動植物由来や窒素肥料、家庭排水等の混入 |
| 12 | フッ素及びその化合物 | 地質由来や工場排水等の混入 |
| 13 | ホウ素及びその化合物 | 火山地帯の地下水、工場排水等の混入 |
| 14 | 四塩化炭素 | フロン等冷媒の原料、溶剤、洗浄剤に由来 |
| 15 | 1,4-ジオキサン | 溶剤や安定剤として使用されたものの混入 |
| 16 | シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン | 溶剤、香料、塗料等に使用されたものの混入 |
| 17 | ジクロロメタン | 殺虫剤、塗料、洗浄剤として使用されたものの混入 |
| 18 | テトラクロロエチレン | 溶剤、ドライクリーニング、脱脂剤に由来 |
| 19 | トリクロロエチレン | 脱脂洗浄、フロン製造原料、溶剤に由来 |
| 20 | ベンゼン | 染料、薬品、繊維等合成原料、溶剤に由来 |
| 21 | 塩素酸 | 消毒用塩素の分解生成物 |
| 22 | クロロ酢酸 | 有機物質と消毒用塩素の副生成物 |
| 23 | クロロホルム | 有機物質と消毒用塩素の副生成物 |
| 24 | ジクロロ酢酸 | 有機物質と消毒用塩素の副生成物 |
| 25 | ジブロモクロロメタン | 有機物質と消毒用塩素の副生成物 |
| 26 | 臭素酸 | 次亜塩素酸生成時等に不純物の臭化物イオンの酸化生成物 |
| 27 | 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和） | 浄水過程で水中のフミン質等有機物と消毒用塩素が反応して生成される副生成物 |
| 28 | トリクロロ酢酸 | 有機物質と消毒用塩素の副生成物 |
| 29 | プロモジクロロメタン | 有機物質と消毒用塩素の副生成物 |
| 30 | プロモホルム | 有機物質と消毒用塩素の副生成物 |
| 31 | ホルムアルデヒド | 有機物質と消毒用塩素の副生成物 |
| 32 | 亜鉛及びその化合物 | 鉱山・工場排水、亜鉛鋼管から溶出 |
| 33 | アルミニウム及びその化合物 | 鉱山・工場排水、温泉、凝集剤に由来 |
| 34 | 鉄及びその化合物 | 自然水に含有、排水や鉄管にも由来 |
| 35 | 銅及びその化合物 | 鉱山・工場排水、殺菌剤、銅管等に由来 |
| 36 | ナトリウム及びその化合物 | 自然水に含有、排水、塩素処理等に由来 |
| 37 | マンガン及びその化合物 | 主に地質に起因、鉱山・工場排水から |
| 38 | 塩化物イオン | 主に地質に起因、排水の影響もあり |
| 39 | カルシウム・マグネシウム等（硬度） | 主に地質に起因、排水の影響もあり |

| No | 水質検査項目 | 基準超過の原因 |
|----|---|---|
| 40 | 蒸発残留物 | 塩類と有機物、自然由来又は排水等に由来 |
| 41 | 陰イオン界面活性剤 | 洗剤成分、工場・家庭排水等に由来 |
| 42 | (4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール (別名；ジオスミン) | 湖沼等で富栄養化に伴い発生する、異臭味（かび臭）等の原因物質 放線菌、藍藻類の産生物質に起因 |
| 43 | 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ [2,2,1]ヘプタン-2-オール（別名；2-メチルイソボルネオール） | 湖沼等で富栄養化に伴い発生する、異臭味（かび臭）等の原因物質 放線菌、藍藻類の産生物質に起因 |
| 44 | 非イオン界面活性剤 | 合成洗剤、各種洗浄剤、乳化剤等に由来 |
| 45 | フェノール類 | 工場排水、防錆・防腐剤等に由来 |
| 46 | 有機物等 | 工業排水、下水、し尿等に由来 |
| 47 | pH値 | 酸性物質又はアルカリ性物質に起因 |
| 48 | 味 | 地質、排水、藻類、給水管等に由来 |
| 49 | 臭気 | 水源の状況、排水、給水管等に由来 |
| 50 | 色度 | 水源の有機物・鉄・マンガン、排水に由来 |
| 51 | 濁度 | 土壌粒子、有機物、微生物等に由来 |

(3) 専用水道（水道水を水源とする場合を除く。）

及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水の水質

| 検査項目 | 基準 |
|-----------------|------------------------------|
| ア. 一般細菌 | 1 mLの検水で形成される集落数が100以下であること。 |
| イ. 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| ウ. 塩化物イオン | 200mg/L以下であること。 |
| エ. 全有機炭素（TOC）の量 | 3 mg/L以下であること。 |
| オ. pH値 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| カ. 味 | 異常でないこと。 |
| キ. 臭気 | 異常でないこと。 |
| ク. 色度 | 5度以下であること。 |
| ケ. 濁度 | 2度以下であること。 |

(4) 雑用水の水質

| 検査項目 | 基準 |
|-----------|------------------------------------|
| ア. pH 値 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| イ. 臭気 | 異常でないこと。 |
| ウ. 外観 | ほとんど無色透明であること。 |
| エ. 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| オ. 遊離残留塩素 | 0.1mg/L（結合残留塩素の場合は0.4mg/L）以上であること。 |